

収入基準（月収額計算表）

入居予定者全員の収入を確かめて、月収額を計算してください。
 所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収額を

給与所得者記入欄

年間総収入金額				年間総収入金額				年間総収入金額			
(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円				(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円				(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円			
A				B				C			

年間給与と所得金額の計算方法

年間総収入金額		年間給与と所得金額	
㉗ 651,000円未満		年間給与と所得 = 0	
㉘ 651,000円以上 1,900,000円未満		年間総収入金額 - 650,000円	-最高10万円※
㉙ 1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を1000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。	A × 0.7 - 80,000円	-10万円
㉚ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		A × 0.8 - 440,000円	
㉛ 6,600,000円以上 8,500,000円未満		年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
㉜ 8,500,000円以上		年間総収入金額 - 1,950,000円	

※10万円未満のときはその金額

① 年間給与と所得金額	② 年間給与と所得金額	③ 年間給与と所得金額
百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円

控除	対象	計算式	単位
特別控除	① 同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族	38万円 × 人 = 万円
	② 老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	10万円 × 人 = 万円
	③ 老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方	
	④ 扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方	25万円 × 人 = 万円
特別控除	⑤ 障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円 × 人 = 万円
	⑥ 特別障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により重度の知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方	40万円 × 人 = 万円
	⑦ 寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方	最高27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が27万円未満のときはその額)
特別控除	⑧ ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること ・合計所得金額が500万円以下であること	最高35万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が35万円未満のときはその額)

計算してください。

年金所得者記入欄

年間総収入金額				年間総収入金額				年間所得金額			
(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円				(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円				(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円			
D				E				F			

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㉗ 110万円以下	年間年金所得 = 0	64歳以下の方	㉗ 60万円以下	年間年金所得 = 0	
	㉘ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円		㉘ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円	-最高10万円※
	㉙ 330万円を超え410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㉙ 130万円を超え410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	-10万円
	㉚ 410万円を超え770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㉚ 410万円を超え770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	㉛ 770万円を超え1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円		㉛ 770万円を超え1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

④ 年間年金所得金額	⑤ 年間年金所得金額	⑥ 年間所得金額
百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円

※その他の所得はこのままです。

④～⑥を合計します。

百 十 万 千 百 十 円 申込世帯全員の年間総所得金額

百 十 万 千 百 十 円 申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百 十 万 千 百 十 円 ÷ 12 = 申込世帯の月収額

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額
 158,000円以下の方 ※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。